

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月12日（金）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	5番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	飯 田 一 夫
委 員	榎 田 実
委 員	文 隨 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	豊 島 芳 夫
委 員	羽 田 貞 義
委 員	飯 泉 博

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	岩 本 将 史
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保慎太郎

係 長 村 田 晃 良

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました、ただいまから平成31年4月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

本総会は農業委員会等に関する法律第32条により公開されております。議事録につきましても、同法第33条により公表しなければなりません。

また、今回は農地利用最適化推進委員の方にも出席いただいております。推進委員の方におきましては、同法29条第2項により、意見を述べることができますが、議決権はございませんのでご注意願います。

委員の秘密保持義務につきましては、同法第14条及び第24条により職務上知りえたことは、その職を退いた後も漏らしてはなりません。

本日の総会資料は、総会終了後回収しますので、よろしくお願い致します。
それでは、定例総会の開催にあたりまして齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

お忙しい中、4月の定例総会に出席して頂きまして誠に有難うございます。

農業委員会法が改正されて2期目の委員会となります。発足して最初の定例総会となります。本日の総会には、農地利用最適化推進委員の方にも出席して頂いておりますが、農地法に基づく許認可の審議はもとより、農業委員10名、農地利用最適化推進委員10名の計20名が一体となって、農地利用の最適化に積極的に取り組んでいただいて成果を上げられるようにしていきたいと思っております。まずもって皆さん方のご協力・ご奮闘をお願いしたいと思っております。

つくばみらい市の農業委員会は、平成29年10月から権限移譲を受けております。これは、許認可等の許可者が県になりますが、当市は4ha以下の許認可について県から権限を委譲されたもので、当委員会の責任において許可の判断をしていくこととなりますので、皆様方の慎重なご審議をお願いしたいと思っておりますし、さらにそれぞれの委員の皆さんが自己研鑽に努めて頂き、間違いのない審議をしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

農地利用の最適化については、今年度の最大の取り組みは、全農地の全筆調査をすることです。これは、茨城県から要請されているものですが、本来ですと平成30年度から3年間かけて全筆調査することになっています。当委員会につきましては今年度31年度が実質的なスタートになります。20名全員の力で完全実施していきたいと思っておりますので、この一年間皆さんのご協力をお願いします。

最後になりますが、本日の総会は、議案7件と報告事項2件となっています。皆様の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（岩本事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席議員は農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がございましたので、早速指名させていただきます。

1番海老原委員、2番萱橋委員2名の方に議事録署名委員を選任いたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は資材置場設置のための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は794㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は245㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は310㎡、合計3筆1,349㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は神社建築のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、田、現況 雑種地、面積は80㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続きまして、現地確認及び書類審査の結果につきましてご報告いただきたいと思います。3番飯泉委員報告をお願いします。

1. 飯泉委員

はい、5条関係につきまして、4月5日に行った書類審査及び現地調査結果についてご報告いたします。

当日は、齊藤会長、矢口委員、羽田委員、私、岩本事務局長、大久保主査で書類審査と現地調査を行いました。

まず受付番号1番、地図は2ページになります。ご参照ください。現地なんですけど、2ページの地図の方で見えていただきたいのですが、板橋不動尊から牛久に向かう野田牛

久線の街道沿いに伊奈郵便局があるのですが、伊奈郵便局の裏手東側の土地になります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。申請者は、申請地1,349㎡を利用し、工事用の仮囲い100枚、工管材200本、パレット、工事撤去物等を置き、ここにバックフォア1台、ダンプ2台、トラック1台を駐車する駐車場を整備する計画となっております。

申請者は、同一の大字内に支店を有しており、事業計画に関する書類、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。現地は農協前から福原かけて新たに開設になった道路の中通川の北側に位置しております。本申請につきましては、一級河川中通川の河川改修事業に伴う神社の移転になります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたしました。

事業の目的を達成する上で、隣接する宅地643.69㎡と一体として活用する必要があるとして申請されたもので、農地の面積は全体の面積の3分の1に満たない面積であることから、1種農地の例外許可基準に該当すると判断しました。

申請者は、申請地80㎡に普通車4台分の駐車場を整備する計画となっております。

これは奥に宅地として神社の方が移転新築されます。その南側に駐車場4台分を整備する計画となっております。関係法令との調整も行っており、神社を建築するための許可要件をすべて満たしていると考えます。

各委員さんのご審議をよろしく願いたいと思います。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議いたしますが、農業委員会法第31条で農業委員会の委員は自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと定められています。農地利用最適化推進委員につきましては特に定めはありませんが、推進委員につきましてもこの31条を準用したいと考えております。受付番号2番については飯田推進委員がこの神社の役員になっております。したがって飯田推進委員は議事参与に当たるため審議を二つに分けて進めてまいります。

1. 議長（齊藤会長）

それでは早速受付番号1番について審議いたします。

受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号の受付番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第1号の受付番号1番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして受付番号2番について審議いたします。飯田推進委員の退席を求めます。

（飯田推進委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは受付番号2番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。全員賛成により受付番号2番は原案のとおり許可することに決定いたしました。飯田推進委員の復席をお願いします。

（飯田推進委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第1号はすべて原案のとおり許可することに決定しました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題と

いたします。事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」
をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。4ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積390㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも田、面積608㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積805㎡、合計2筆1,413㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも田、面積1,166㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積1,170㎡、合計2筆2,336㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■字■■■■■■■■■■番、登記、現況とも田、3,770㎡、同じく■■■■■■■■■■番、登記、現況とも田、1,840㎡、合計2筆5,610㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積1,090㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積1,090㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積1,260㎡、合計3筆3,440㎡の自作地、契約内容は売買となっております。農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは続いて、現地調査及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思います。
まず最初に、伊奈地区につきまして羽田委員より報告をお願いします。

1. 羽田委員

それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可について4月5日午前9時より行った書類審査及び現地調査結果についてご報告いたします。

メンバーは、齊藤会長、飯泉委員、矢口委員、私羽田、岩本事務局長、大久保主査6名で行いました。受付番号1番と2番は譲受人が同一人となりますので、一括して説明をしたいと思います。地図は6ページをご覧ください

現地は県立の伊奈特別支援学校の東側にあたります。真ん中に走っているのは常総取手線の県道でございます。現地の状況は3筆ともよく管理された田んぼでした。申請者は自作地約258aを耕作しており世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付けする農家です。申請地は登記現況とも田、3筆で1,803㎡を規模拡大のため売買により譲り受け水稻を作付けする予定でございます。

続きまして受付番号3番、地図は7ページになります。場所は県道豊体十字路より青木方面に向かって青木の五差路の手前左側の場所でございます。現地の状況としては、 番の は麦を作付けしてあります。畑で、2筆ともよく管理された現地でございます。申請者は自作地と借入地あわせて約371アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名。水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、1筆1,166㎡、畑、1筆1,170㎡、合計2筆2,336㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・麦を作付する予定です。

以上のことから、1番から3番について、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。許可しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議の程をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区につきまして、4番栗原委員報告をお願いします。

1. 栗原委員

ご報告いたします。4月5日午後1時30分より齊藤会長、中山委員、菊地委員、私、事務局から岩本局長、大久保主査で行った、書類審査及び現地調査結果についてご報告いたします。受付番号4番、地図は8ページになります。

申請地は谷和原第一保育所の東側に位置し、保育所から前の通りを左に入ってすぐのところとその先にあります。申請地はきれいに耕作されておりました。申請者は、自作地と借入地あわせて約295アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。申請地は登記現況とも田、2筆5,610㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は9ページになります。地図の左下の隅に記されているのが丁度古川の交差点になります。申請地はこの北東に位置します。古川の交差点からみらい平方面へ進んで左折した右側にあるのが2256番、2257番、一本先の道を左折して右側にあるのが2318番になります。全て隣接地と一体利用されておりました。

申請者は自作地約202アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、3筆3,440㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

以上のことから、4番、5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。それではこれより審議をいたします。

まず、受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい。3番飯泉委員。

1. 飯泉委員

3番飯泉です。農地法で定められている所有権の移転についての規定がいくつかあるのですが、この方は農業兼公務員ということなのですが基本的には農業従事日数150日以上が大原則ですが、要件では150日未満の場合でも可能という適用除外がありますけども、この辺のところの運用、私もあまり詳しくないので事務方にお聞きしようと思っているのですが、この辺の判断は農業をしてるということでもいいのでしょうか。

1. 議長（齊藤会長）

はいわかりました。事務局の方で説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、従事日数150日ですが、たとえば朝夕田んぼの水の管理に行ったのも日数としてみております。

1. 議長（齊藤会長）

はい、よろしいですか

1. 飯泉委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号 2 番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号 3 番についてご質問のある方の挙手をお願いします

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号 4 番についてご質問のある方の挙手をお願いします

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号 5 番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ご質問がないようですので採決します。

議案第 2 号について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第 2 号は原案のとおり許可することに決定しました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請は1件となっております。10ページをご覧ください。受付番号1番,申請地は■字■■■■■■番,地目は登記,現況とも畑,面積 5,438㎡,■字■■■■■■番,地目は登記,現況とも畑,面積3,719㎡,合計2筆9,157㎡の小作地,契約内容は賃貸借となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては,別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です

1. 議長(齊藤会長)

はい,続いて現地確認及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思います。

5番,中山職務代理報告をお願いします。

1. 中山委員

はい報告します,4月5日の書類審査現地調査の結果について報告します。メンバーは先程の栗原委員と同じメンバーで行いました。

受付番号1番,地図は11ページになります。谷和原庁舎からみらい平の方に向かいまして,リース屋さんがあるファミリーマートのところを左に曲がってもらいまして,高速をくぐったらすぐに左に曲がって右側にある場所です。現在申請地は耕作している状況でした。本申請は,期間満了のため再度申請されるものです。国立研究開発法人が試験研究用の圃場として使用するための賃貸借となっております。

以上のことから,1番については,農機具等も所有しており,農地法第3条第2項各号には該当しないため,許可要件のすべてを満たしていると考えますので,許可しても差し支えないと思われま。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

1. 議長(齊藤会長)

はい,ありがとうございました。書類審査及び現地確認の報告が終わりましたので,これより審議いたします。議案第3号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第3号について,原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

（暫時休憩）

1. 議 長（齊藤会長）

ただいまより議事を再開します。

あらためまして議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。12ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■，登記、現況とも畑，13㎡でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい続いて、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。9番矢口委員よろしくをお願いします。

1. 矢口委員

はい、4月5日9時より岩本局長、大久保主査、齊藤会長、羽田委員、飯泉委員、私で行った、書類審査及び現地調査についてご報告いたします。

受付番号1番、地図は13ページになります。みらい平駅から小張方面へ行きまして運動公園へ行く途中の左側でございます。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等を審査したところ、平成2年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、審議いたします。議案第4号につきましてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」こちらの方につきましては、14ページの農用地利用集積計画総括表の中でご説明したいと思います。

新規案件といたしまして、田が66筆132,857㎡、畑が99筆,91,965㎡、合計で165筆,224,822㎡。貸し手が25人、借り手が17人となっております。

更新ですが、田が15筆23,061㎡、畑が13筆,19,112㎡、合計28筆の42,173㎡となっております。貸し手が9人、借り手が7人となっております。利用権の開始は、5月1日からとなります。合計でいきますと、田が81筆で155,918㎡、畑が112筆で,111,077㎡、合計193筆の266,995㎡です。貸し手が34人で、借り手が24人となります。

詳細につきましては、15ページから24ページになりますのでこちらの方をご参照いただきたいと思います。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それではこれより審議いたします。審議は一括して審議致しますのでよろしく
お願いします。議案第5号につきましてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第5号にについて、原案のとおり許可するこ
とに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は、原案のとおり決定いたしまし
た。資料の（案）を削除願います

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利
用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の
決定について（中間管理事業）」こちらの方についても25ページの農用地利用集積計
画案の中から総括表でご説明させていただきます。

新規案件のみとなります。田が23筆の、51,026㎡、畑が1筆の、1,000
㎡、合計24筆で、52,026㎡。貸手が12人、借手が1団体となります。

詳細につきましては、26ページから27ページとなります。以上でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それではこれも一括して審議いたします。

議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」こちらの方につきましても28ページの農用地利用配分計画(案)総括表の中からご説明いたします。

新規案件としまして、田が23筆で、51,026㎡、畑が1筆の、1,000㎡、合計24筆で、52,023㎡となります。貸し手が12人、借り手が4人となります。こちらにつきましては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、29ページから30ページとなります。ご参照ください。

1. 議長(齊藤会長)

それでは、審議いたします。こちらを一括して審議いたします。

議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。

議案第7号について、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はいありがとうございます。全員賛成により、議案第7号は承認することに決定いたしました。審議事項は以上です。

続きまして報告事項につきまして、2件一括して事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（岩本事務局長）

はい。それでは報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。31ページになります。

今回、専決処分したものは、建売住宅の売買1件、自己住宅建設のためのもの2件、駐車場によるもの1件の計4件です。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は32から33ページになります。

今回の合意解約は7件です。解約の理由ですが耕作者の変更解約が3件、事業譲渡によるものが1件、売買によるものが3件となります。報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

報告事項終わりました、議案はすべて終了しましたので本総会を閉会いたします。